

意見書案第4号

原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを求める意見書

最高裁判所は、東京電力福島第一原子力発電所事故で被災した住民が原状回復や損害賠償をもとめて起こした集団訴訟において、本年3月、東京電力による上告を退ける決定を下した。

東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下「中間指針等」とよぶ）に基づいて被害者への賠償を行っているが、全国各地で提起されている約30件の福島第一原発事故に関する損害賠償請求の集団訴訟においては、中間指針等の定める水準を超える内容の損害賠償が認められるかが主な争点となっている。

今回の最高裁決定により、福島（3件）、前橋、千葉、東京の各地方裁判所に提起された6件の集団訴訟について、各控訴審判決が確定することとなった。これらは、東京電力に対する請求に関する判断として全国的な先駆けとなるものであるが、いずれも全体として中間指針等の水準を上回る内容の損害賠償を認めるものであった。このことは、中間指針等の見直しを行って、福島第一原発事故の被害者の被害回復に向けた取組を一層進める必要があることを示している。

よって国においては、東京電力による福島第一原発事故による被害者への十分な損害賠償が早期に実現されるよう、中間指針等の見直しを速やかに行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月29日

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様

白河市議会議長
筒井 孝充